



新型コロナウイルス感染症対策

新座市緊急経済対策【第3弾】



新座市では、国の緊急経済対策に合わせ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民生活の安定化を図るとともに、事業活動の縮小を余儀なくされている事業者の事業の継続を支援するため、市独自の緊急経済対策（第3弾）を実施します。

① **新規** 水道料金の基本料金4か月分の免除【事業費：2億2,434万円】

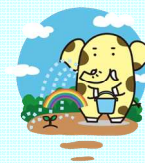
市民の方へ

市民の経済的な負担を軽減するため、水道料金の基本料金4か月分を免除します（※8月請求分から11月請求分までが対象となります。）。

計算例：ご家庭のメーター口径が20mmの場合

1か月の基本料金670円×4か月×1.10=2,948円の免除となります。

⇒ 問合せ／上下水道部水道業務課（水道お客様センター） 048-424-8276



② **新規** 出産育児特別給付金【事業費：1億1,676万円】

国の特別定額給付金における給付対象基準日を過ぎて生まれた子どもを対象として、1人当たり10万円を給付します（※令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子どもが対象となります。）。

⇒ 問合せ／こども未来部こども給付課 048-477-2737

③ **新規** 中小企業者等支援金【事業費：3億5,279万円】

事業者の方へ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け減収した市内中小企業者等（個人事業主を含みます。）を対象として、1事業者当たり10万円を給付します（※令和2年の任意のひと月と前年同月の売上高を比較して20%以上減少した事業者が対象となります。）。

⇒ 問合せ／市民生活部経済振興課 048-423-3129

④ **拡充** ひとり親家庭等支援金【第1弾事業費拡充分：3,459万円】

市民の方へ

第1弾緊急経済対策から支給対象者を拡大して、児童扶養手当を受給していない公的年金給付等受給者及び新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方を対象に、1世帯当たり3万円を給付します。

⇒ 問合せ／こども未来部こども給付課 048-424-9619

※ 事業の詳細な内容及び開始時期につきましては、今後、市ホームページ等で公表させていただきますので、もうしばらくお待ちください。

編集・発行 新座市総合政策部政策課 048-477-1782